

令和6年度大阪府サービス管理責任者等実践研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号1）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とする。

2. 受講対象者

【前期日程】

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了以降、研修開始日前（令和6年6月20日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を6ヶ月以上又は2年以上満たしているもの

【後期日程】

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了以降、研修開始日前（令和6年10月10日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を6ヶ月以上又は2年以上満たしているもの

「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付国通知）

申込時点においてサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）を修了しており、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を6ヶ月以上とすることができます。

- ①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務 3～8年）を満たしている。
- ②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③上記業務に従事することについて、各指定担当部局に届出を行う。

※届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんのでご注意ください。

※上記に満たない場合は、申込を受理できませんのでご注意ください。

※令和5年度末までに、「サービス管理責任者等更新研修」を受講済の方は、当該研修を受講する必要はありません。

※平成30年度までに「サービス管理責任者等基礎研修」を受講された方で、令和5年度末までに、「サービス管理責任者等更新研修」を受講していない方、及び令和元年度・2年度に「サービス管理責任者等基礎研修」を受講された方で「サービス管理責任者等実践研修」を受講していない方については、当該研修を受講することによりサービス管理責任者等として従事することができます。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」は、大阪府地域生活支援課（TEL：06-6944-6671）にお問合せください。

【注意】経過措置によるみなし配置について

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日・7日課程）を修了し、現在サービス管理責任者等として従事（みなし配置）している方は、両方の研修を修了した日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を受講するまでの間はサービス管理責任者等として従事することができません。

サービス管理責任者等研修制度については、大阪府ホームページ「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>)をご確認ください。

《研修プログラムの演習について》

演習では受講者自身が関わっている**実事例**を用いて、演習を行います。申込の際には**実事例を提出（実事例を準備）**できることが前提です。

※実事例ならびに事前課題が提出できない場合、以降の研修を受講できず修了とみなせませんのでご了承ください。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	一般社団法人全国介護事業者連盟 (指定番号5)
募集期間	令和6年4月8日～17日	令和6年8月6日～26日	令和6年10月21日～ 11月4日
研修期間	【前期日程】 令和6年6月21日～7月26日 【後期日程】 令和6年10月11日～30日 Web配信による講義4時間程度と演習2日間	令和6年11月11日～ 令和7年1月22日	令和7年1月31日～ 2月16日

4. 研修日時・場所

- ・当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。
- ・全体講義は、講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
- ・Web配信方法等詳細については、受講決定時にお送りする受講決定通知書に記載します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習初日に提出いただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

(他の研修等と重なっている場合は、**申込時に別途**ご相談ください。)

【前期日程】

定員	480名 (A~F日程:各日程80名)					
全体講義1日目	【前期日程】A~F日程共通 講義映像をWeb配信 (配信期間:6月21日(金)10時30分~25日(火)16時30分(予定)) ※期間中24時間配信					
日程	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程
【日程別講義・演習】2日目	7月2日(火) 9:15~17:30 シキボウホール	7月4日(木) 9:15~17:30 シキボウホール	7月9日(火) 9:15~17:30 シキボウホール	7月11日(木) 9:15~17:30 シキボウホール	7月23日(火) 9:15~17:30 シキボウホール	7月25日(木) 9:15~17:30 シキボウホール
【日程別講義・演習】3日目	7月3日(水) 9:15~17:30 シキボウホール	7月5日(金) 9:15~17:30 シキボウホール	7月10日(水) 9:15~17:30 シキボウホール	7月12日(金) 9:15~17:30 シキボウホール	7月24日(水) 9:15~17:30 シキボウホール	7月26日(金) 9:15~17:30 シキボウホール

※実施時間・場所は予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】演習会場 (A~F日程)

シキボウホール 7階大ホール

大阪府大阪市中央区備後町3丁目2番6号

【最寄り駅】地下鉄御堂筋線「本町」駅

【後期日程】

定員	160名 (各日程80名)	
全体講義1日目	【後期日程】G・H日程共通 講義映像をWeb配信 (配信期間:10月11日(金)10時30分~15日(火)16時30分(予定)) ※期間中24時間配信	
日程	G日程	H日程
【日程別講義・演習】2日目	10月23日(水) 9:15~17:30 千里ライフサイエンスセンター	10月29日(火) 9:15~17:30 千里ライフサイエンスセンター
【日程別講義・演習】3日目	10月24日(木) 9:15~17:30 千里ライフサイエンスセンター	10月30日(水) 9:15~17:30 千里ライフサイエンスセンター

※実施時間は予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】千里ライフサイエンスセンター 5階 山村雄一記念ライフホール
大阪府豊中市新千里東町1丁目4-2

【最寄り駅】北大阪急行千里中央駅・大阪モノレール千里中央駅

5. 受講費用 : 36,000円 (税込)

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定時にお知らせいたします。
 - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
 - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出 (演習初日に持参)
 - *事前課題の提出 (演習初日に持参)
 - *演習2日間の全項目を受講
 - ・演習初日に、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の提示をお願いしております。研修当日は顔写真付きの受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。
 - ※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合や Web 配信による全体講義視聴後のレポート・事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。
- その他、受講態度が著しく不良 (途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など) の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法・受付について

① 「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」<別紙1>を当法人HPよりダウンロードして必要事項を記入

「推薦書」とは…

サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦 (推薦が無い場合も申し込み可)

※「推薦」がある方は、記入・公印押印済後の用紙をPDF・JPEG等にデータ化

※「推薦」がない方は、ご署名のみの用紙をPDF・JPEG等にデータ化

(ファイル名を、「申込者名-推薦書」と変更してください。)

② 「サービス管理責任者等(基礎)研修」「相談支援従事者初任者研修」

(2日課程もしくは5日・7日課程)の修了証書の写し

PDF・JPEG等にデータ化

(ファイル名を、それぞれ「申込者名-サビ管」「申込者名-相談」と変更してください。)

③ 当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信

※受講推薦書・「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修」

(2日課程もしくは5日・7日課程)の修了証書の写しについては、申込フォームにデータを添付

※入力もれや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

受付締切日時：令和6年4月17日(水) 16時30分

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類について、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

【研修に関するお問い合わせ】

TEL : 072-724-8167 FAX : 072-724-8165

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団ホームページのサービス管理責任者等研修の「問い合わせフォーム」よりお願いします。

8. 受講決定及び通知について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。
- 受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。
「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、申込フォームに入力してください。
- 法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人（会社）または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。
なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は「理由欄」にチェック・入力してください。
※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。

※大阪府外の事業所に配置予定の方の受付はいたしません。

※受講可否通知は5月22日（水）頃までに、入力フォームでお知らせいただいたメールアドレス宛に通知をする予定です。

9. 受講決定おける優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

- ① 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置される予定者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしているもので、当該回を受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠き、人員基準を満たせなくなるものとして指定権者に受講予定書等を提出し、受理されたもの
- ② 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定める令和元年度から令和 3 年度に実務経験があり基礎研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事中であり、当該回を受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠き、人員基準を満たせなくなるもの
- ③ 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定が満たせないもの
- ④ 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、配置の予定年月が早いもの
- ⑤ サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者
- ⑥ サービス管理責任者等基礎研修を修了した者で、修了日が早いもの

優先順位の考え方としては、

- ① 指定権者に受講予定書（これに類するものを含む。）を提出し、受理されているもの。
- ② 現在経過措置適用期間中でみなし配置されている者で、当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせないもの。
- ③ 当該回を修了しなければ、サビ管等として配置できず人員基準を満たせないもの。
- ④ サービス管理責任者等として配置予定の者のうち、人員基準内で配置予定が早いもの
- ⑤ 交代要員
- ⑥ サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早いもの